

第六次須坂市総合計画（基本構想・前期基本計画）策定に係る

パブリックコメント実施要領（案）

1 目的

第六次総合計画は市民・活動団体・企業・行政の4者がそれぞれの強みを発揮しながら切磋琢磨し、役割と責任を全うする「共創」によるまちづくりを基本的視点に掲げており、より多くの市民や活動団体等の意見を反映した計画づくりを行うため、第六次総合計画（基本構想・前期基本計画）の素案を公表して市民等の声を聴き計画に反映させることを目的とする。

2 実施機関

須坂市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

3 手続きの対象

- (1) 第六次須坂市総合計画・基本構想
- (2) 第六次須坂市総合計画・前期基本計画

4 意見を求める対象とする市民等

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

5 公表手段

- (1) 市ホームページ
- (2) 情報コーナーでの閲覧
- (3) 生涯学習センター及び各地域公民館
- (4) 図書館

6 意見等の提出方法

(1) 提出方法

- ① 持参（総務部政策推進課を窓口とする）
- ② 電子メール
- ③ 郵便
- ④ ファクシミリ
- ⑤ 電子申請（「ながの電子申請システム」を利用した提出）

(2) 提出期間

令和2年9月10日(木)から令和2年9月30日(水)まで

(3) 市民等の確認

市民等は、意見等の提出をするときは、意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記すること。

7 意見等の処理方法

(1) 意見の反映

審議会は、提出された意見等を考慮して答申案の意思決定を行うものとする。

(2) 意見等の内容の公表

審議会は、パブリックコメントの手続きを得て答申案についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する審議会の考え方を公表するものとする。

ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(3) 審議会の考え方の公表

提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する審議会の考え方をまとめて公表するものとする。

8 その他

この要領に定めるほか、パブリックコメント手続きに関して必要な事項は審議会会長が定める。

また、以上の方法に加え、施策の所管課等により関連する団体等に意見を求める機会を設けるなど、積極的に意見等の収集を行うものとする。